

県営住宅6月定期募集

▼入居可能日 当選後、承認され次第案内します。

▼入居資格 現在住宅に困っている人

※令和2年4月1日④から連帯保証人が不要となりました。
 ※平成31年4月1日から単身での申し込みが可能となりました。

※その他収入制限などがあります。

※詳しくは募集案内または県住宅供給公社ホームページ

(URL) <http://www.gunma-jk.or.jp/>をご覧ください。

▼申込用紙 県住宅供給公社(前橋市紅雲町)・県民センター(群馬県庁2階)・県土木事務所、県保健福祉事務所、吉岡町役場など

※県住宅供給公社では、土曜日も配布します。

▼申込期間 6月1日④～15日④

※入居者は公開抽選で選定します。

※随時申し込みを受け付けている団地もあります。詳しくはお問い合わせください。

④県住宅供給公社

☎027・223・5811

FAX 027・223・9808

ストップ 不法電波

総務省では、6月1日～10日

を「電波利用環境保護周知啓発強化週間」です。電波を正しく利用してもらうための周知・啓発運動や、不法無線局の取り締まりを強化します。電波は暮らしの中で欠かせない大切なものです。安全で豊かな社会を実現するために、ルールを守り、電波を正しく使しましょう。

④関東総合通信局

○不法無線局による混信・妨害について

☎03・6238・1939

○テレビ・ラジオの受信障害

☎03・6238・1945

町観光情報サイトに掲載する観光事業者を募集中

町ホームページとは別に、

観光サイトを運営しています。

観光サイトでは、「観光」「文化財」「食事」「特産品」「宿泊」「周辺観光」「イベント情報」の7つを紹介しています。

観光サイトの情報を充実させ、多くの人が町を訪れてく

れるよう、観光振興を目的とした観光情報を募集します。掲載を希望する場合は、産業振興室にお問い合わせください。



町観光サイト

④産業観光課 産業振興室
 ☎26・2280(直通)



群馬県交通安全条例の改正概要

改正点1 自転車保険の加入義務化

なぜ義務化されたんだ…。

自転車事故による高額賠償事例が増えています。事故はちょっとした不注意で起きる可能性があります。誰でも気軽に利用できる自転車だからこそ、万一の事故に備える必要があるからです。

自転車事故の
高額賠償事例
9,521万円
(平成25年7月～26年6月)

何が変わったんだ…。

- ①自転車利用者
自転車保険の加入が「努力義務」から「義務」になりました。自転車を利用するときは自転車保険に加入しなければなりません。未成年者が利用する場合は、保護者が加入しなければなりません。
- ②事業者
業務として自転車を利用する場合にも自転車保険の加入が義務になります。
- ③自転車貸付業者
自転車を貸し付ける場合にも自転車保険の加入が義務になります。

安心を手に入れろ! そんなに高くないぞ!
(1日400円～1万円以下)

改正点2 自転車用ヘルメットの着用努力義務化

なぜ努力義務化されたんだ…。

自転車事故の致命傷は6割以上が頭部損傷によるものです。ヘルメットをかぶることが命を守ることにつながるからです。

致命傷の60%以上は頭部
(脳挫傷、脳出血、硬膜下血腫、硬膜外血腫)

ヘルメット着用率の現状調査
63%
(群馬県)

何が変わったんだ…。

これまで条例ではヘルメット着用に関する規定はありませんでしたが、改正により、自転車利用者はヘルメットを着用するよう努めなければならないことになりました。

着用率により罰率は1/3以下に
(群馬県)

なるほど…。
そういうことだったのか…。
それなら仕方ないな…。

【条例改正に関する問合せ先】
群馬県 県土整備部 道路管理課
交通安全対策室 027-228-2388
詳しくは群馬県のホームページを御覧下さい。